

証券コード 3927
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート22階
株式会社フーバーブレイン
代表取締役 興 水 英 行

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fuva-brain.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3927/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フーバーブレイン」又は「コード」に当社証券コード「3927」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前11時
（受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館「牡丹の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項：1. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役の金銭報酬額改定の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）制度導入の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「主要な事業所及び使用人の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日（水曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで



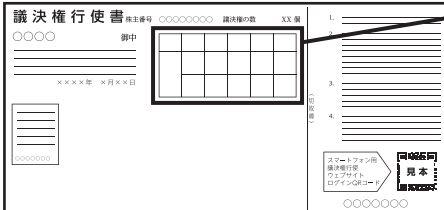
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 5,000株

○ ○ ○ ○ 印中

× × × × × × × × 月 × × 日

（株主印）

スタートボタン
議決権行使書
入力ボタン
ログインボタン

可
見
本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、3、4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

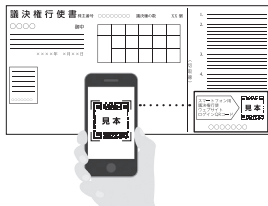
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

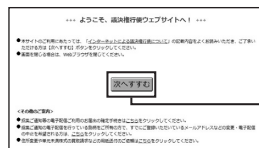
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

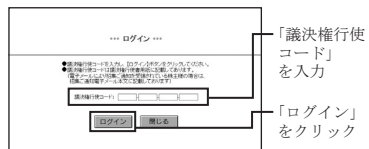
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループ（当社及び連結子会社）は、中期経営計画を策定し、今後実現すべきビジョンを「日本発のAIガーディアンを目指す」として、2030年3月期における業績目標を調整後売上高150億円、調整後営業利益15億円としました。当該計画においては、株主還元計画も明確にし、当期から配当を開始し、2030年3月期において配当性向30%以上を目指してまいります。

当該計画の着実な実現に向け、今後もオーガニックグロースと積極的なM&A・戦略提携によるM&Aグロース、さらに投資グロースを成長ファクターにグループ拡大を目指してまいります。

また、当社は、2026年2月6日付で、東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分変更いたしました。スタンダード市場への市場区分変更は、当社の今後の取り組みを着実に推進し、企業価値の持続的な向上を図るうえで適した環境であると認識しております。当社は、同市場に求められる水準に応えるべく、より一層の経営基盤の強化に努めてまいります。

当連結会計年度においては、ITツール事業における成長事業である「セキュリティ&ネットワークaaS製品」及び「働き方改革製品（SaaS型）」が、前期比約53%増、20%増とそれぞれ拡大し、基盤事業である「セキュリティ製品」は高い利益貢献を継続しつつ前期比14%増と着実なオーガニックグロースを実現しております。

また、2025年9月30日付で連結子会社とした株式会社フーバー・クロステクノロジー（以下、「FXT」という。）では、継続成長する「セキュリティ&ネットワークaaS製品」Cato SASE Cloudの販売を推進しております。

ITサービス事業においては、前連結会計年度に連結子会社化した株式会社Assemble（以下、「Assemble」という。）及びイチアール株式会社（以下、「イチアール」という。）が事業成長に貢献し、M&Aグロースを拡大しております。両社については、2025年6月30日付でイチアール、同年12月19日付でAssembleの株式をそれぞれ追加取得したことで、完全子会社化いたしました。2026年3月25日には、高度なAI技術の研究・実装・事業展開において卓越した実績を持つ株式会社ProofX（以下、「ProofX」という。）を子会社化いたしました。2026年4月1日には、ProofX代表取締役CEOであり、世界トップクラスのAI研究者ネットワークに参画する日本屈指の若手AI起業家である夏目亮太を、当社のChief AI Officer (CAIO) に迎えました。当社が目指す「日本発のAIガーディアン」を実現するための極めて重要な戦略投資となります。

採用支援・人材紹介を提供する連結子会社の株式会社アド・トップ（以下、「アド・トップ」という。）において、拡大を続ける人材採用需要を背景に、売上高拡大を実現しました。アド・トップについても、2025年7月25日付で株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。2026年2月20日には、人材紹介及びRPO領域において、戦略設計から実行までを一貫して担う高度な実務ノウハウと、特に累計ユーザー数37,000人超えの新卒学生面接練習サービス「Sokumee（ソクミー）」運営等から若年層、さらにIT人材領域における採用支援において高い実績を有する株式会社Youth Planet（以下、「Youth Planet」という。）を子会社化いたしました。アド・トップとともに、「採用広告＋人材紹介＋RPO」による採用戦略立案から母集団形成、選考運用までを包括的に支援する一気通貫型サービスの提供が可能となり、採用業務に課題を抱える企業に対して、より高付加価値かつ差別化されたソリューションを展開してまいります。

当連結会計年度より新たに報告セグメントとして記載する方法に変更した投資事業については、投資子会社フーバー・インベストメント株式会社において、2025年4月22日付で、投資先であるデジタルグリッド株式会社が東京証券取引所グロース市場に上場し、持分の一部を売出したことで、売却価額415,840千円、投資有価証券売却益385,840千円を特別利益として計上し、投資グロースによるグループ成長を実現しました。

こうした事業活動の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,641,427千円（前連結会計年度比29.0%増）、当社単体の売上高は3,475,935千円（前事業年度比30.7%増）と前連結会計年度（前事業年度）に続き、過去最高を更新いたしました。売上構成の変化による粗利率の低下、子会社取得に伴う一時的費用があるものの、粗利額の拡大により、営業利益203,713千円（前連結会計年度比8.7%増）となり、過去最高を更新いたしました。経常利益については、助成金収入24,541千円を計上する一方、支払利息8,789千円及び市場変更関連費用15,079千円を計上したことにより、経常利益205,691千円（前連結会計年度比23.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別利益として投資有価証券売却益385,840千円を計上する一方、特別損失として減損損失9,633千円を計上し、法人税等合計245,316千円、非支配株主に帰属する当期純利益30,902千円により、親会社株主に帰属する当期純利益308,547千円（前連結会計年度比181.9%増）となり、過去最高を更新いたしました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は159,608千円、その主なものは、当社の建物附属設備等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2026年2月20日付でYouth Planetの発行済株式の一部（議決権比率51.0%）を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化いたしました。

また、2026年3月25日付でProofXの発行済株式の一部（議決権比率51.0%）を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2023年3月期)	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売 上 高 (千円)	2,338,456	3,075,526	4,373,104	5,641,427
経 常 利 益 (千円)	53,090	35,185	165,979	205,691
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	26,789	27,013	109,457	308,547
1株当たり当期純利益 (円)	5.01	5.16	20.74	57.73
総 資 産 (千円)	3,226,981	4,352,150	5,604,216	7,872,466
純 資 産 (千円)	1,430,682	1,375,265	1,729,623	2,317,166
1株当たり純資産額 (円)	261.59	255.29	285.77	397.97

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2023年3月期)	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当事業年度 (2026年3月期))
売 上 高 (千円)	1,649,944	2,045,485	2,659,817	3,475,935
経 常 利 益 (千円)	27,313	29,466	96,282	305,449
当 期 純 利 益 (千円)	22,848	26,227	82,910	258,232
1株当たり当期純利益 (円)	4.27	5.01	15.71	48.31
総 資 産 (千円)	2,926,500	3,995,274	4,889,802	6,321,432
純 資 産 (千円)	1,372,171	1,297,258	1,470,804	1,747,258
1株当たり純資産額 (円)	255.19	247.35	273.23	322.00

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
GHインテグレーション株式会社	20,000千円	85.0%	IT人材派遣及び受託開発事業
株式会社アド・トップ	65,000千円	100.0%	採用コンサルティング及び人材紹介事業
フーバー・インベストメント株式会社	100,000千円	100.0%	投資及び投資顧問業
株式会社CONVICTION	3,000千円	70.0%	IT人材派遣及び受託開発事業
株式会社Assemble	3,000千円	100.0%	IT人材派遣及び教育事業
イチアール株式会社	1,000千円	100.0%	IT人材派遣及び受託開発事業
株式会社フーバー・クロステクノロジーズ	28,500千円	69.5%	ネットワーク・セキュリティ構築・運用
株式会社Youth Planet (注1)	5,500千円	51.0%	人材紹介・採用代行
株式会社ProofX (注2)	1,500千円	51.0%	生成AIを活用した業務改革・コンサルティング

(注) 1. 2026年2月20日付でYouth Planetの発行済株式の一部（議決権比率51.0%）を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化したしました。

2. 2026年3月25日付でProofXの発行済株式の一部（議決権比率51.0%）を取得し、同年3月31日をみなし取得日として連結子会社化したしました。

(7) 対処すべき課題

当社グループ（当社及び連結子会社）は、AIの安全な活用を支えるガバナンス需要を新たな成長機会と捉え、既存のセキュリティ、ネットワーク及び働き方改革領域に、ProofXの生成AI活用ノウハウ及び開発力を組み合わせることで、2030年3月期を最終年度とする中期経営計画で掲げた「日本発のAIガーディアン」というビジョンを、製品、サービスに具体的に実装し、実現していくことを重要な経営課題としております。

オーガニックグロスと積極的なM&A・戦略提携によるM&Aグロス、さらに投資グロスをグループ拡大の成長ファクターとして位置づけ、持続的な成長基盤の強化に取り組んでまいります。

① オーガニックグロスの拡大

当社グループのオーガニックグロスは、主として当社の基盤事業である「セキュリティ製品」、成長事業である「セキュリティ&ネットワークaaS製品」及び「働き方改革製品（SaaS型）」並びに、「ITサービス」事業の拡大施策となります。

「セキュリティ製品」については、中小企業向けに代理店網を通じて販売しており収益性が高く、当社グループの事業基盤の土台となっております。次世代エンドポイントセキュリティ製品「Eye “247” Safety Zone」シリーズ及び人のセキュリティ意識「ヒトセキュリティ」の向上をテーマとしたサービスシリーズ「FB SAT（エフビーサット）」は、標的型攻撃メール訓練サービスを皮切りに、セキュリティ教育プログラムサービス、セキュリティ診断サービスをビジネスパートナーと共に提供を開始しております。また、NDRソリューション製品「Network Blackbox」の展開を本格化し、事業の成長力拡大も含め、事業拡大に取り組んでおります。

「セキュリティ&ネットワークaaS製品」については、リセラーパートナー及び株式会社フーバー・クロステクノロジーズと連携し、新たなエンドユーザー企業の拡大に取り組んでまいります。

これらの「セキュリティ製品」及び「セキュリティ&ネットワークaaS製品」については、Cato SASE Cloudによる入口対策、Network Blackboxによる検知・対応、自社エンドポイント製品による端末防御を組み合わせた次世代多層防御を提供する体制を強化するとともに、AI活用の拡大に伴って求められるガードレール機能、すなわちAIとの安全で信頼できるやり取りを支援し、不適切な行動を修正又はブロックする機能を結び付けることで、新たな需要の獲得に取り組んでまいります。

「働き方改革製品（SaaS型）」については、Webマーケティングによる直エンド販売を拡大しております。「ヒトセキュリティ」コンセプトのもと内部不正対策機能や労務管理機能による付加価値向上で、大企業から中堅企業での導入拡大に取り組んでおります。今後は、ProofXの生成AI活用ノウハウを生かし、ログ分析、業務可視化、労務管理支援等の高度化を進め、内部不正対策と生産性向上の双方を支援するサービスとしての競争力を高めてまいります。

「ITサービス」事業の事業拡大については、人材採用、教育において、採用支援のアド・トップ及びYouth Planetのノウハウを利用して、グループでの共通化を図るとともに、人材や顧客の相互活用によるシナジー効果を追求してまいります。

さらに、ProofXの参画により、当社グループのIT人材にAI領域へのキャリアパスを提示し、AI人材の採用・育成力を高めてまいります。

② M&Aグロースの拡大

当社グループの成長拡大の手段として、積極的なM&A・戦略提携によるM&Aグロースの実現に取り組んでおります。

当連結会計年度に新たに子会社化したYouth Planet及びProofXについては、翌連結会計年度においては、両社が通期で業績寄与いたします。

今後の課題は、子会社化した各社の業績寄与にとどまらず、グループ全体でのPMIを着実に進め、各社の機能を既存事業の成長に結び付けることにあります。特にProofXについては、当社グループのAI戦略を牽引する中核機能として、AI技術の研究・実装、顧客向けソリューション開発、既存製品の高度化及び社内業務改革を横断的に推進する体制を整備してまいります。

③ 投資グロースの実現

オーガニックグロース及びM&Aグロースに加え、投資子会社であるフーバー・インベストメントが保有する純投資目的の銘柄の売却益の実現で、当社グループの成長拡大実現に取り組んでおります。

当連結会計年度に実現したデジタルグリッド株式会社の一部株式売却に続き、翌連結会計年度においても、継続保有分の今後の売却により、当社グループの利益貢献が見込まれます。

上記各成長ファクターの実現に向けた取り組みを着実に推進するとともに、「日本発のAIガーディアン」としてAIの信頼と安全を支える事業領域を開拓し、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の事業区分別の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容	会社名
ITツール事業	セキュリティツール 自社開発のエンドポイントソフトをはじめ、ネットワークアプライアンスの提供を含めた、ユーザー企業の情報セキュリティ対策を支援。	(株)フーバーブレイン
	働き方改革ツール 自社開発の情報機器業務ログ監視・分析技術による業務可視化・働き方分析ソリューションを提供。ユーザー企業のテレワーク環境の構築及び働き方改革を支援。	(株)フーバー・クロステクノロジーズ
ITサービス事業	保守・役務提供 セキュリティツール及び働き方改革ツール提供に伴う導入・運用支援役務及び保守サポートの提供。	(株)フーバーブレイン GHインテグレーション(株)
	受託開発・SES パートナー企業からの開発委託案件の対応及びパートナーSIerと協業して、大手通信事業者等へのITエンジニア提供。	(株)CONVICTION (株)Asemble イチアール(株)
	採用支援・人材紹介 採用コンサルティング及び人材紹介を通じて、企業の採用を支援。	(株)ProofX (株)アド・トップ (株)Youth Planet
投資事業	当社グループのM&Aにおける対象企業の発掘及び評価等のアドバイザーや、今後の成長を見込める新興企業への投資	フーバー・インベストメント(株)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

子会社取得

当社は、2026年4月24日の取締役会決議及び同日付で締結した株式譲渡契約に基づき、フィールドテック株式会社の株式（議決権所有割合51.0%分）を取得し、同社を連結子会社とすること（以下、「本子会社化」という。）といたしました。同年4月30日付及び5月26日付の第三者割当による自己株式処分により取得し、本子会社化を完了しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 15,000,000株

（2）発行済株式の総数 5,604,200株（自己株式259,807株を含む）

（3）当事業年度末の株主数 4,416名

（4）大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	449,200株	8.41%
五 十 畑 輝 夫	268,000株	5.01%
株式会社MCホールディングス	220,000株	4.12%
今 泉 長 男	200,000株	3.74%
永 野 祐 司	177,000株	3.31%
蛭 間 久 季	153,000株	2.86%
上田八木短資株式会社	149,000株	2.79%
鶴 田 亮 司	133,000株	2.49%
吉 田 透	122,900株	2.30%
奥 秋 敦 史	122,700株	2.30%

（注）1. 当社は自己株式を259,807株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	興 水 英 行	経営管理本部管掌 プロダクト本部管掌 (株)フォンティス 代表取締役社長 いずみキャピタル(株) 代表取締役社長 (株)パルマ 社外監査役 GHインテグレーション(株) 代表取締役会長 (株)アド・トップ 代表取締役会長 フーバー・インベストメント(株) 代表取締役社長 (株)フーバー・クロステクノロジーズ 代表取締役会長 (株)CONVICTION 代表取締役会長 (株)A s e m b l e 代表取締役会長兼社長 イチアール(株) 代表取締役会長 (株)Youth Planet 代表取締役会長 (株)ProofX 代表取締役会長
専務取締役	板 橋 啓 成	営業本部管掌 GHインテグレーション(株) 専務取締役
取 締 役	錦 織 劉 一	GHインテグレーション(株) 代表取締役社長
取 締 役	酒 井 学 雄	(株)スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
取 締 役	上 村 卓 也	(株)経営承継支援 取締役 (株)ディア・ライフ 常務執行役員 (株)パルマ 取締役 (株)アルシエ 代表取締役社長 フーバー・インベストメント(株) 取締役
常勤監査役	日 景 智 久	
監 査 役	金 子 望 美	金子ビジネスコンサルティング合同会社 代表社員
監 査 役	香 取 正 康	(株)香取マネジメントコンサルティング 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏は社外取締役であります。
2. 監査役日景智久氏及び金子望美氏は社外監査役であります。
3. 金子望美氏は経営コンサルタントとして豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏並びに社外監査役日景智久氏及び金子望美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づいて締結した責任限定契約は、以下のとおりであります。

当社と社外取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役酒井学雄氏及び上村卓也氏並びに各監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社のすべての役員をいい、既に退任している役員及び当該保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員を除きます。また、役員が死亡した場合にはその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合にはその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が当社または子会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

③当該保険契約により役員等(当社及び子会社)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社または子会社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該保険契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会及び2023年7月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は次のとおりとなります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の成長ステージに応じて、企業価値の持続的な向上が図れる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)及び業績連動報酬(賞与)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務の内容並びに実績・成果、職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

当社の取締役の業績連動報酬である賞与は、事業年度の営業利益に基づき、当社の定める基準に基づき算出する。賞与を支給する場合は、各取締役の業績に対する貢献度を中心として、月額固定報酬、役位、従業員賞与をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が「基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」及び「取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法に関する方針」に基づき、原案を策定の後、取締役会において審議のうえ決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①ハの定めのとおりであり、該当事項はありません。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等 (賞与)	非 報 酬 金 銭 等	
取締役 (うち社外 取締役)	59,210 (3,400)	47,500 (3,400)	11,710 (-)	-	5名 (2名)
監査役 (うち社外 監査役)	9,200 (7,500)	9,200 (7,500)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外 役員)	68,410 (10,900)	56,700 (10,900)	11,710 (-)	-	8名 (4名)

- (注) 1. 2017年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労金は支給していません。
2. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は1,200千円であります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち、社外取締役は1名)となります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名となります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	酒 井 学 雄	(株)スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
社外取締役	上 村 卓 也	(株)経営承継支援 取締役 (株)ディア・ライフ 常務執行役員 (株)パルマ 取締役 (株)アルシエ 代表取締役社長 フーパー・インベストメント(株) 取締役
社外監査役	日 景 智 久	
社外監査役	金 子 望 美	金子ビジネスコンサルティング合同会社 代表社員

- (注) 1. フーパー・インベストメント株式会社と当社との間には、ファイナンシャルアドバイザー及び資金援助に係る取引関係等があります。

2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位/氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 酒井学雄	当事業年度に開催された取締役会には、16回の全てに出席いたしました。複数のIT企業の代表取締役社長を務め、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、主に経営の監督及び経営全般への監督、助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、営業推進の観点からも、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 上村卓也	当事業年度に開催された取締役会には、16回の全てに出席いたしました。上場会社を含む取締役として長年経営企画部門又は管理部門に携われ、その豊富な経験・見識を有しており、主に経営企画及び管理全般への監督、助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役 日景智久	当事業年度に開催された取締役会には、16回の全てに、また、監査役会には、13回の全てに出席し、幅広い業務経験と内部統制並びにコンプライアンスに軸足を置いたマネジメントの豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 金子望美	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち14回に、また、監査役会には、13回の全てに出席し、経営コンサルタント及び米国公認会計士試験合格者の専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

清流監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要等

責任限定契約は締結しておりません。

(6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しており、配当を基本としつつ、株主優待制度の活用や業績及び市場動向を踏まえた機動的な自己株式の取得を組み合わせ、総合的な株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

設立以来、当社は将来の成長に向けた財務基盤の強化を最優先とし、無配を継続してまいりました。しかしながら、当事業年度において、安定的な営業キャッシュ・フロー創出に十分な手応えが得られたと判断いたしました。また、2030年3月期を最終年度とする中期経営計画において、累進配当を軸に、配当性向を30%にまで引き上げる方針を掲げたことを踏まえ、当事業年度より配当を実施することといたしました。

配当開始初年度である当事業年度の年間配当金は、1株当たり15円とし、その全額を期末配当としてお支払いしたいと存じます。

なお、当社は定款において、剰余金の配当は株主総会の決議による旨を定めるとともに、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。次事業年度以降は、株主の皆様への利益還元をより適時に行うため、同規定に基づき、中間配当及び期末配当による年2回配当へ移行し、各事業年度の1株当たり年間配当金について、原則として減配を行わず、維持又は増配とする累進配当を継続していく方針であります。

当社は、中期経営計画に掲げた成長戦略を着実に遂行し、中長期的な成長投資と株主還元のバランスを適切に図りながら、利益成長に伴う安定的かつ持続的な株主還元の実現を目指してまいります。

自己株式の取得については、業績及び市場動向を踏まえて剰余金の配当等の決定に関する方針と整合的な範囲において機動的に実施することとしております。

(2) 剰余金の配当等の状況

上記のとおり、当事業年度末（2026年3月31日）を基準日とする期末配当については、1株当たり15円とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,160,101	流 動 負 債	3,090,077
現金及び預金	1,910,985	買掛金	187,316
受取手形	39,224	短期借入金	600,286
売掛金	489,944	1年内返済予定の 長期借入金	100,368
営業投資有価証券	192,917	前受金	1,649,916
商品	860	未払法人税等	232,593
原材料及び貯蔵品	60,929	賞与引当金	34,237
前払費用	1,455,192	役員賞与引当金	14,890
その他	10,498	その他	270,469
貸倒引当金	△451	固 定 負 債	2,465,223
固 定 資 産	3,712,365	長期借入金	226,358
有 形 固 定 資 産	151,622	繰延税金負債	329,118
建物	99,637	退職給付に係る負債	34,007
工具、器具及び備品	51,985	資産除去債務	43,770
無 形 固 定 資 産	869,522	長期前受金	1,806,062
のれん	867,481	その他	25,905
その他	2,041	負 債 合 計	5,555,300
投資その他の資産	2,691,220	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,063,179	株 主 資 本	1,500,110
長期前払費用	1,388,088	資本金	796,881
敷金及び保証金	127,757	資本剰余金	318,299
繰延税金資産	78,497	利益剰余金	457,211
その他	33,697	自己株式	△72,281
		その他の包括利益累計額	626,813
		その他有価証券評価差額金	625,463
		繰延ヘッジ損益	1,349
		新株予約権	26,352
		非支配株主持分	163,889
		純 資 産 合 計	2,317,166
資 産 合 計	7,872,466	負 債 純 資 産 合 計	7,872,466

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,641,427
売 上 原 価		4,081,897
売 上 総 利 益		1,559,529
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,355,816
営 業 利 益		203,713
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,870	
助 成 金 収 入	24,541	
そ の 他	1,095	29,507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,789	
為 替 差 損	766	
市 場 変 更 関 連 費 用	15,079	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2,814	
そ の 他	79	27,529
経 常 利 益		205,691
特 別 利 益		
段 階 取 得 に 係 る 差 益	2,730	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	385,840	
新 株 予 約 権 戻 入 益	138	388,708
特 別 損 失		
減 損 損 失	9,633	9,633
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		584,765
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	239,710	
法 人 税 等 調 整 額	5,606	245,316
当 期 純 利 益		339,449
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		30,902
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		308,547

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	796,881	649,586	148,664	△72,281	1,522,850
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			308,547		308,547
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△331,287			△331,287
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△331,287	308,547	-	△22,739
当連結会計年度末残高	796,881	318,299	457,211	△72,281	1,500,110

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	操 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	5,469	△1,030	4,438	10,511	191,822	1,729,623
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						308,547
連結子会社株式の取得 による持分の増減						△331,287
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	619,994	2,380	622,374	15,841	△27,933	610,283
当連結会計年度変動額合計	619,994	2,380	622,374	15,841	△27,933	587,543
当連結会計年度末残高	625,463	1,349	626,813	26,352	163,889	2,317,166

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,362,089	流動負債	2,493,026
現金及び預金	414,463	買掛金	68,554
受取手形	39,224	短期借入金	600,000
売掛金	217,926	1年内返済予定の 長期借入金	69,996
原材料及び貯蔵品	60,845	未払金	48,444
短期貸付金	200,000	未払費用	25,310
前払費用	1,419,998	未払法人税等	18,981
その他	9,631	前受金	1,595,278
固定資産	3,959,342	前受収益	2,105
有形固定資産	148,039	預り金	9,944
建物	98,789	役員賞与引当金	11,710
工具、器具及び備品	49,249	賞与引当金	23,420
投資その他の資産	3,811,303	その他	19,280
関係会社株式	2,208,430	固定負債	2,081,147
長期貸付金	26,400	長期借入金	175,010
長期前払費用	1,387,751	退職給付引当金	34,007
敷金及び保証金	122,176	資産除去債務	39,244
繰延税金資産	57,885	長期前受金	1,806,062
その他	17,482	その他	26,822
貸倒引当金	△8,823	負債合計	4,574,173
		純資産の部	
		株主資本	1,719,556
		資本金	796,881
		資本剰余金	604,737
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	604,487
		利益剰余金	390,219
		その他利益剰余金	390,219
		繰越利益剰余金	390,219
		自己株式	△72,281
		評価・換算差額等	1,349
		繰延ヘッジ損益	1,349
		新株予約権	26,352
		純資産合計	1,747,258
資産合計	6,321,432	負債純資産合計	6,321,432

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,475,935
売 上 原 価		2,457,022
売 上 総 利 益		1,018,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		887,815
営 業 利 益		131,098
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,176	
受 取 配 当 金	200,000	
そ の 他	4,192	207,369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 割 引 料	8,348	
為 替 差 損	766	
市 場 変 更 関 連 費 用	15,079	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,823	33,017
経 常 利 益		305,449
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	138	138
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,814	9,814
税 引 前 当 期 純 利 益		295,772
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24,967	
法 人 税 等 調 整 額	12,572	37,540
当 期 純 利 益		258,232

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	796,881	250	604,487	604,737	131,986	131,986
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)						
当 期 純 利 益					258,232	258,232
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)						
当期変動額合計					258,232	258,232
当 期 末 残 高	796,881	250	604,487	604,737	390,219	390,219

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△72,281	1,461,323	△1,030	△1,030	10,511	1,470,804
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)						
当 期 純 利 益		258,232				258,232
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)			2,380	2,380	15,841	18,221
当期変動額合計		258,232	2,380	2,380	15,841	276,454
当 期 末 残 高	△72,281	1,719,556	1,349	1,349	26,352	1,747,258

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社フーバーブレイン

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 久保文子
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 吉田徹

監査意見

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フーバーブレイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社フーバーブレイン

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 久保文子

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また意見を述べました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の取締役会等にも出席し、事業の報告を受けました。
 - ②全ての稟議書類、契約書及び取締役会議事録等を閲覧しました。
 - ③代表取締役社長とは定期的に面談し、経営に関する意見等を聴取しました。
 - ④その他の全取締役と面談し意思疎通を図り、意見等を聴取しました。
 - ⑤社外取締役及び内部監査人と定期的に意見交換し、情報の共有に努めました。
 - ⑥特定経費及び財産の状況を調査しました。
 - ⑦事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ⑧会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

(連結注記表記載)

(1) 株式取得による企業結合

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、フィールドテック株式会社の株式を取得することを決議し、同年4月30日付で同社の発行済み株式の一部を取得し、同年5月26日付の第三者割当による自己株式処分による追加取得により、同社を連結子会社とする予定です。

(2) 投資有価証券の売却

当社は、連結子会社フーバー・インベストメント株式会社において、ポートフォリオの最適化及び資本効率の向上を目的として、保有する投資有価証券の一部を売却しております。当該売却は2026年4月より開始し、2027年3月まで継続して実施する予定であり、翌連結会計年度において、特別利益として投資有価証券売却益337百万円(概算)を計上する見込みであります。2026年5月22日現在において、投資有価証券売却益66,856千円が発生しております。

(個別注記表記載)

(1) 株式取得による企業結合

連結注記表記載の(株式取得による企業結合)と同様の内容になります。

(2) 連結子会社からの配当

連結子会社であるイチアール株式会社は、2026年5月14日の取締役会において、2026年5月26日開催予定の株主総会に剰余金の配当について付議することを決議しました。これにより、2026年5月27日付で、同社より171,999千円の配当金を受領する予定であります。

2026年5月26日

株式会社フーバーブレイン 監査役会

常勤監査役 日 景 智 久 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 金 子 望 美 ㊞

監 査 役 香 取 正 康 ㊞

以 上

株主総会参考書類

当社が本定時株主総会に付議する第1号議案から第4号議案は、2030年3月期を最終年度とする中期経営計画の早期達成及びその先の成長可能性を見据え、中長期的な企業価値及び1株当たり価値の向上を目的として、株主還元、成長投資、資本政策及び報酬制度を一体として整備するものであります。当社は、成長投資、資本効率及び株主還元の均衡を重視し、株主共同の利益の最大化を目指してまいります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しており、配当を基本としつつ、株主優待制度の活用や業績及び市場動向を踏まえた機動的な自己株式の取得を組み合わせ、総合的な株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

設立以来、当社は将来の成長に向けた財務基盤の強化を最優先とし、無配を継続してまいりました。しかしながら、当事業年度において、安定的な営業キャッシュ・フロー創出に十分な手応えが得られたと判断いたしました。また、2030年3月期を最終年度とする中期経営計画において、累進配当を軸に、配当性向を30%にまで引き上げる方針を掲げたことを踏まえ、当事業年度より配当を実施することといたしました。

配当開始初年度である当事業年度の年間配当金は、1株当たり15円とし、その全額を期末配当としてお支払いしたいと存じます。

なお、当社は定款において、剰余金の配当は株主総会の決議による旨を定めるとともに、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。次事業年度以降は、株主の皆様への利益還元をより適時に行うため、同規定に基づき、中間配当及び期末配当による年2回配当へ移行し、各事業年度の1株当たり年間配当金について、原則として減配を行わず、維持又は増配とする累進配当を継続していく方針であります。

当社は、中期経営計画に掲げた成長戦略を着実に遂行し、中長期的な成長投資と株主還元のバランスを適切に図りながら、利益成長に伴う安定的かつ持続的な株主還元の実現を目指してまいります。本議案は、第2号議案から第4号議案に

より成長投資・資本政策・経営体制の整備を進める一方で、株主還元も同時に開始強化するという、当社の資本政策の基本姿勢を明確に示すものであります。

以上の方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額80,165,895円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更等

当社グループは、サイバーセキュリティ、ITサービス、人材採用支援・人材育成、投資事業等の事業領域の拡大を進めており、あわせて「日本発のAIガーディアン」を目指す中長期ビジョンの下で、AIガバナンス関連領域を含む今後の事業展開を見据えております。そこで、これら事業内容の多様化と今後の事業展開への備え及び事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加、変更及び整理を行い、これに伴う号数の変更を行うものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社は、2030年3月期を最終年度とする中期経営計画において、M&Aを含む成長投資、戦略投資・研究開発、株主還元及び資本効率の向上を並行して進める方針であります。また、同計画においては、既発行新株予約権の行使による資本の充実も織り込んでおります。これらを踏まえると、現時点の発行済株式数のみではなく、既発行新株予約権の行使等も織り込んだ中期的な資本構成を見据え、将来の資本政策上の選択肢をあらかじめ確保しておくことが重要であると考えております。

このため、中長期的な企業価値の向上に向けたM&A、成長投資、資本業務提携その他の資本政策を、必要な時期に機動的かつ柔軟に実行することを可能とする観点から、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の1500万株から2000万株に変更するものであります。

本変更は、中期経営計画期間全体を見据えた授権枠の整備であり、これにより特定の資本施策の実施や直ちに株式の発行又は処分を行うことを予定するものではありません。具体的な実行に際しては、内部資金や借入等の非希薄化手段も含めて比較検討の上、資金需要、期待収益、希薄化の程度、資本効率、1株当たり価値及び株主還元との均衡等を総合的に勘案し、株主共同の利益に資するよう慎重に判断してまいります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配並びに管理することを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報通信技術及び情報通信ネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービスの企画、開発、運営、保守及び管理</u></p> <p>(2) <u>情報通信ネットワークにおけるシステム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入及び保守</u></p> <p>(3) <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>金融業及びリース業</u></p> <p>(7) から移動</p> <p>(5) <u>有価証券の売買、投資、運用、保有及びコンサルティング業</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>サイバーセキュリティ、人工知能(AI)、その他デジタル技術を活用した製品、システム、コンテンツ及びサービスの企画、研究、開発、制作、販売、賃貸、輸出入、提供、運用、保守並びにコンサルティング業</u></p> <p>(2) <u>情報通信ネットワーク、コンピュータシステム、ソフトウェア、ハードウェア、電気通信設備、その他関連機器及び設備の企画、設計、開発、構築、販売、賃貸、輸出入、運用、保守並びに工事の請負及び監理</u></p> <p>(10) に移動</p> <p>(3) <u>システムインテグレーション、受託開発及びシステムエンジニアリングサービスその他デジタル環境の構築及び運用支援に関する事業</u></p> <p>(8) に移動</p> <p>(4) <u>労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営</u></p> <p>(9) に移動</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(6) 広告業</p> <p>(7) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営</p> <p><u>(8) 前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業</u></p> <p>(4) から移動</p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(5) から移動</p> <p>(3) から移動</p> <p>(9) から移動</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1500</u>万株とする。</p>	<p><u>(5) 採用戦略の立案、採用業務のアウトソーシング (RPO) その他の人材採用支援に関する企画、受託、運営並びにコンサルティング業</u></p> <p><u>(6) 人材採用、販売促進、マーケティング及びリサーチ等の広告業</u></p> <p>(4) に移動</p> <p><u>(7) 教育、研修、講座及びセミナーその他の人材育成プログラムの企画、開発及び運営</u></p> <p>(8) 金融業及びリース業</p> <p>(11) に移動</p> <p><u>(9) 有価証券の売買、投資、運用、保有及びコンサルティング業</u></p> <p><u>(10) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2000</u>万株とする。</p>

第3号議案 取締役の金銭報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。

2015年6月の報酬枠設定以来10年以上が経過し、この間、当社を取り巻く経営環境は大きく変化するとともに、当社グループの事業基盤の拡充及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に伴い、取締役に求められる役割・責務は一層高まっております。

本議案は、月例固定報酬としての基本報酬（金銭）については優秀な人材の確保及び維持に資する水準を確保し、短期業績インセンティブとしての業績連動型賞与（金銭）については、業績指標である当社単体の営業利益等の増加に対し、機動的かつ柔軟な対応を可能とし、さらに全般として、中期的な事業拡大における経営体制の充実にも対応し得る報酬枠を整備するものであります。

これらを踏まえ、取締役の報酬額を、金銭報酬額として年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることにつき、ご承認をお願い致します。

なお、第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）制度導入の件」でご承認をお願いする業績連動型株式報酬は、本議案に係る金銭報酬枠とは別枠といたします。

本議案は、以下の理由から、その内容は相当であると考えております。

1. 直ちに当該上限額までの支給を行うことを予定するものではなく、中期的な事業拡大における経営体制の充実に備えた報酬枠の整備を目的とするものであること
2. 本議案（金銭報酬枠）と第4号議案（非金銭報酬等枠）を別枠とし、月例固定報酬としての基本報酬（金銭）、短期業績インセンティブとしての業績連動型賞与（金銭）及び中長期企業価値向上インセンティブとしての業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）の役割分担を明確化し、独立した議案として株主の皆様の判断を仰ぐものであること
3. 「取締役の個人別報酬等の決定方針」について、2021年2月12日および2023

年7月14日開催の取締役会で決議された現在の方針は、2026年5月26日開催の取締役会で第4号議案の承認を条件として後記【ご参考】欄のとおり変更する旨を決議しており、本議案は当該変更後の新たな方針に沿うものであること

なお、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）制度導入の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、上記の報酬額は、金銭報酬額として、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）へと改定されます。

当社は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様との価値共有を深める報酬体系とすることを目的として、上記の金銭報酬額とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、新たに業績連動型株式報酬を導入したいと存じます。

2. 議案の内容

本議案は、中期経営計画の達成とその先の成長可能性を見据え、機動的かつ適切なインセンティブ付与を可能とするための報酬枠の整備を目的とするものであり、対象取締役に対して、下記「4. 業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）に係る新株予約権の具体的な内容」に記載の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を、総数につき年530個以内、かつ、払込金額の総額につき年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の範囲で、業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）として、割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

業績連動の指標は、当社グループが重視するKPIである連結調整後営業利益及び中期経営計画に定める同利益計画の達成度等であり、これらと報酬としての本新株予約権の払込金額の総額が連動いたします。

なお、本新株予約権の払い込みにあたって、当社は、対象取締役に対して、払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺して払い込むものとします。

3. 本議案を相当とする理由

本議案は、以下の理由から、その内容は相当であると考えております。

- (1) 社外取締役については、独立した立場から経営の監督機能を担うことに鑑み、本制度の対象外としていること
- (2) 本新株予約権の上限数である年530個は、希薄化率が1%未満となる水準を想定して設定したものであり、株主価値への影響を限定しつつ、対象取締役に対して適切なインセンティブを付与する相当かつ限定的な水準であること
- (3) 報酬額の上限である年額180百万円は、本新株予約権の上限数である年530個に対して、将来の株価上昇を、期待をもって想定して設定したものであり、今後の経営体制の充実及び人材登用にも対応し得る相当な水準であること
- (4) 事業年度ごとの報酬額が、当社グループが重視するKPIである連結調整後営業利益及び中期経営計画に定める同利益計画の達成度等に連動するため、連結業績向上及び中期経営計画達成のインセンティブを高めること
- (5) 権利行使時期を原則として取締役退任後等に限定することにより、在任期間を通じた中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能する一方、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有するものであること
- (6) 第3号議案（金銭報酬枠）と本議案（非金銭報酬等枠）を別枠とし、月例固定報酬としての基本報酬（金銭）、短期業績インセンティブとしての業績連動型賞与（金銭）及び中長期企業価値向上インセンティブとしての業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）の役割分担を明確化し、独立した議案として株主の皆様の判断を仰ぐものであること
- (7) 「取締役の個人別報酬等の決定方針」について、2021年2月12日および2023年7月14日開催の取締役会で決議された現在の方針は、2026年5月26日開催の取締役会で第4号議案の承認を条件として後記【ご参考】欄のとおり変更する旨を決議しており、本議案は当該変更後の新たな方針に沿うものであること

4. 業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）に係る新株予約権の具体的な内容

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、530個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は53,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の評価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の評価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使評価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使評価額は、金1円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、これを認める。権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日から6か月を経過する日と権利行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が以下のいずれかに該当した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ア 法令又は当社の就業規則、その他の社内規程若しくは内部規律に対する重大な違反をした場合
 - イ 当社の書面による事前の承諾なく、当社又は当社の子会社の主要な事業と実質的に競合する事業を営む会社その他の法人若しくは

団体の役員若しくは使用人に就任し、若しくはこれらに準ずる地位に就き、又はその業務に従事した場合

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第4号議案をご承認いただいた場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、1）固定報酬としての「基本報酬（金銭）」、2）短期業績に連動する「業績連動型賞与（金銭）」及び、3）短期業績に報酬相当額が連動し、さらに保有期間を通じた中長期の企業価値向上に対するインセンティブ効果を有する「業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）」の3種類から構成し、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様との価値共有を深める報酬体系とすることを基本方針とする。

社外取締役については、その独立した監督機能に鑑み、基本報酬（金銭）のみとする。

ロ. 基本報酬（金銭）の額の決定に関する方針

基本報酬（金銭）は、月例固定報酬とし、役位、職責、実績及び在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法、並びに非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針

1. 業績連動型賞与（金銭）

短期業績インセンティブとしての業績連動型賞与（金銭）は、当社単体の事業年度の営業利益を主要な業績指標とし、その他当社が短期業績の評価において重要と判断する指標を必要に応じて勘案したうえで、当社の定める基準に従って算出する。

各対象取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、業績に対する貢献度を中心として、基本報酬（金銭）の額、役位及び職責、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

2. 業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）

業績連動型株式報酬は、非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプションとし、当社グループが重視するKPIである連結調整後営業利益及び中期経営計画に定める同指標の達成度等に、株式報酬相当額を連動させるもの

とする。

また、権利行使時期を原則として取締役退任後等に限定することにより、在任期間を通じた中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能する一方、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有するものとする。

なお、ストック・オプションとして付与する新株予約権の総数は、株式報酬相当額を新株予約権1個当たりの公正価額で除して算出する。

各対象取締役の個人別の報酬相当額及び新株予約権の数の決定に当たっては、各取締役の連結業績、中期経営計画の達成度及び企業価値向上に対する貢献度を中心として、役位及び職責等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ニ. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬における、基本報酬（金銭）、業績連動型賞与（金銭）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）の割合は、役位及び職責に応じて適切に決定するものとし、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、役位が上がるほど業績連動報酬等、特に中長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションの比重が相対的に高まるよう設定することを基本とする。

ホ. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬（金銭）は毎月定額を支給し、業績連動型賞与（金銭）は、各事業年度終了後、一定の時期に支給する。また、業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）は、各事業年度終了後、一定の時期に新株予約権として付与し、その権利行使については、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、一括して行使できるものとする。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の基本報酬（金銭）の額、業績連動型賞与（金銭）の額並びに業績連動型株式報酬（非金銭報酬等としての株式報酬型ストック・オプション）に係る報酬相当額及び新株予約権の数については、代表取締役社長が上記の方針に基づき原案を策定の後、取締役会において、株主総会で承認された報酬額及び内容の範囲内で審議のうえ決定する。

以上

